

大熊町 下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託  
企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。

その中でも、下野上地区におけるスマートコミュニティ事業については、町の中心部の再開発を脱炭素型で進める構想であり、令和2年度には、福島県による事業可能調査が行われ、マイクログリッド敷設や関係設備に関する基礎的な検討が完了したところである。

本業務では、事業可能性調査の成果を踏まえ、下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（以下、「下野上一団地事業」という。）、一般送配電事業者等との調整を図りながら、事業実施に向けてマスタープランの策定を行う。なお、本業務は単なる計画策定ではなく、スマートコミュニティ構築、その後の運営を見据えて進めるものであることに留意すること。

2 業務内容

- (1) 対象業務 大熊町下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託
- (2) 仕様 別紙「下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和4年2月28日までの期間
- (4) 委託費の上限  
金 22,000,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑧の条件を全て満たしている者とする。なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月21日訓令第1号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。  
ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 次のアからウまでのいずれかに該当するものでないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。

⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

⑦ 過去に、スマートコミュニティのマスタープラン策定から設備整備までを一貫して携わった実績を有すること。

## （2）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 4 スケジュール及び様式一覧

### （1）スケジュール

項目	日程
公募開始	令和3年5月12日（水）
質問受付期限	令和3年5月19日（水）午後5時まで
質問回答	令和3年5月24日（月）
参加資格確認申請書提出期限	令和3年5月26日（水）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和3年6月14日（月）
審査会（プレゼンテーション）	令和3年6月17日（木）※時間は別途通知
審査結果の通知	令和3年6月18日（金）以降

## (2) 様式一覧

様式番号	項目
様式第1号	質問書
様式第2号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第3号	会社概要
様式第4号	守秘義務誓約書
様式第5号	業務実施体制書
様式第6号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

## 5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和3年5月19日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式第1号)により、大熊町ゼロカーボン推進課宛てに電子メールにより提出すると。電子メールの件名は「【質問書】大熊町下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

メール: zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp (ゼロカーボン推進課宛)

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和3年5月24日(月)午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

## 6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和3年5月26日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出先 ゼロカーボン推進課

(3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書(様式第2号)

② 会社概要(様式第3号)

③ 本要領3プロポーザルに係る事項(1)プロポーザル参加の要件⑦に示す実績を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法 電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

## 7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年6月14日(月)午後5時まで(必着)
- (2) 提出先 大熊町役場ゼロカーボン推進課
- (3) 提出書類
  - ① 企画提案書及び工程表(様式任意。但し、日本工業規格A4判とする)
  - ② 事業経費積算書(様式任意。但し、日本工業規格A4版とする)
  - ③ その他企画提案を説明するのに必要な書類
  - ④ 会社概要(様式第3号)と、直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況が分かるもの)
  - ⑤ 守秘義務誓約書(様式第4号)
  - ⑥ 業務実施体制書(様式第5号)
  - ⑦ 定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの)
  - ⑧ 法人登記簿の写し(申請受付日の3ヶ月以内のもの)  
※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。
  - ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第6号)
- (4) 提出部数
  - ・①～⑨につき、印刷1部及びPDFデータ
  - ・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、④会社概要(様式第3号のみ)及び⑥業務実施体制書について、社名、住所、電話番号、メールアドレス、個人名等の提案者の特定に繋がる情報を黒塗り等で消した上で、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること。(④、⑥、①の順とすること)
- (5) 提出方法  
電子メール、郵送(簡易書留)、または持参

## 8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)に基づき、以下のとおり作成すること。本業務では、大熊町の置かれた状況、目指す方向性を正しく理解した上で、全国各地・世界のスマートコミュニティ等の先行事例を参考としながら、再エネの地産地消と地域の魅力向上に繋げる事業の具体化を進める能力が不可欠である。提案者は、大熊町ゼロカーボンビジョン及び別紙「下野上スマートコミュニティ事業構想」をよく読み込んだ上で、以下の内容について資料を作成すること。

## (1) 提案内容

### ① 全般的事項

- ・スマートコミュニティの先行事例の分析を踏まえながら、事業の要件や成功のポイントについて整理すること。
- ・特に自営線を敷設する形での事業実施について、FIT 制度、電力システム改革などの世間の状況を踏まえながら、そのメリットを最大限引き出すためのポイントについて記述すること。

### ② スマートコミュニティ設備導入の考え方について

- ・マイクログリッド、再生可能エネルギー設備、蓄電池などの設備導入に当たっての規模設定の考え方や具体的な導入計画、エネルギーマネジメントの性能要件などについて記述すること。

### ③ ゼロカーボン達成に向けた考え方について

- ・下野上スマートコミュニティがゼロカーボンビジョンを実現する大熊町を牽引するエリアとなるための取り組み方針や、二酸化炭素削減量の見込みについて記述すること。

### ④ まちづくり・地域振興策

- ・電気事業と合わせて行う事業アイデアについて提案すること。
- ・地域活性化に寄与するとともに、電気料金以外の形での収益の柱を生み出す事業としての観点も持ちながら、具体的に記述すること。

## (2) 留意事項

仕様書中、委託内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。

- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。
- (2) 複数企画提案の禁止  
プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 辞退  
提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 費用負担  
プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (5) その他
  - ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
  - ② 提出された企画提案書等は返却しない。

## 10 審査に関する事項

- (1) 審査方法  
企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。
- (2) 審査会（プレゼンテーション）  
企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。  
本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。
  - ① 開催日時及び会場  
令和3年6月17日（木）※時間は別途通知  
大熊町役場本庁舎  
※企画提案者が審査会場に入室できる人数は4名までとする。
  - ② 審査所要時間  
説明時間20分以内、及び質疑応答10分以内の計30分以内を目安とする。
  - ③ 審査基準  
下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。  
なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は審査委員会の合議により順位を決定する。
  - ④ 通知等  
審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

### 【審査基準】

評価項目	審査の視点	配点
1. 業務体制		(10)
① 体制・計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。</li> <li>・分野ごとに専門性を有する人材を配置しているか。</li> </ul>	5
② 実績（発電）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの発電事業に関する実績があるか。</li> </ul>	5
2. 地域新電力事業計画について		(40)
③ 全般的事項 （先行事例等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートコミュニティ事業の意義、導入が進む背景、電気事業法上の位置づけ等について理解しているか。</li> <li>・整備後の運営まで見据えた成功のポイントについて複数の先行事例も踏まえながら具体的データも交えながら検討しているか。</li> </ul>	5
④ 全般的事項（マイクログリッド）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクログリッド敷設のメリットとデメリットを正しく理解した上で、大熊町においてマイクログリッドを整備することによって期待される効果や目指すべき方向性について具体的に提案できているか。</li> </ul>	5
⑤ 設備導入 （需要家）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下野上一団地事業の計画を把握した上で、今後立地する需要家を想定しながら設備導入の検討を行っているか。</li> </ul>	5
⑥ 設備導入 （蓄電池）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー設備と蓄電池について、需給調整のイメージを描きながら目標達成に向けた導入規模の検討を行っているか。</li> </ul>	5
⑦ ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロカーボン達成に向けた課題とそれに対する解決策について、具体的な検討を行っているか。</li> </ul>	5
⑧ まちづくり・地域振興策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の構想について具体的に提示しているか。</li> <li>・電気料金以外の形でどう収益を確保するか見通しを提示しながら事業アイデアを提案できているか。</li> </ul>	5
⑨ 事業全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマートコミュニティ事業全体が円滑に機能するよう留意して全体的に調和のとれた提案となっているか。</li> <li>・スマートコミュニティ事業と地域新電力事業の有機的な連携について視野に入れて構想を描けているか。</li> </ul>	5
⑩ 地域理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下野上地区の現状や町が進める一団地事業の進捗など事業対象地域の地域特性をしっかりと理解しているか。</li> <li>・大熊町の特殊性や厳しさを逆手にとり、独自性を有するスマートコミュニティ事業を立ち上げる発想力を有しているか。</li> </ul>	5
合計点		(50)

### 【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

### 【評価点】

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

### 【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

#### 1 1 契約の締結等

##### (1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

##### (2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

##### (3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

なお、本委託業務に参加する企業は、翌年以降に実施する設備導入事業に対しても、参加資格を有する。

#### 1 3 問い合わせ先及び各種書類の提出先

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717

電話番号 0240-23-7586

メールアドレス [zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp](mailto:zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp)